

(様式 1 - 3)

浪江町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

令和 2 年 4 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	浪江町地域公共施設内アスレチック施設整備事業	事業番号	B-1-1
交付団体	浪江町		事業実施主体	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	35,883（千円） 808,629（千円）		全体事業費	970,256（千円） 808,629（千円）	

事業概要

○事業の概要

浪江町は、平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除された。町は「浪江町復興計画【第二次】」（以下「復興計画」という）に基づき各種施策を実施している。

復興計画の具体化のため平成 29 年度に町内での公共施設配置等について「浪江町健康関連施設整備検討委員会」を立ち上げ、有識者・住民に提言をいただいた。

その提言を踏まえ、帰還後の子どもたちが安全に運動できる場所として、ふれあいセンター跡地にアスレチック施設の整備を実施し、子育て世代が安心して帰町できる環境を整える。

事業実施箇所：ふれあいセンターなみえ 浪江町大字権現堂字矢沢町 16-1

整備内容：アスレチック施設（979 m²）の整備（未就学児向け遊具、小学生向け遊具、小学生以上向け対象のボルダリングコーナー設置）及び工事監理
駐車場（他事業と按分）
共同受電設備（他事業と按分）

○定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性（実施要綱第 4 の 4 の一）

※復興・まちづくり計画の該当箇所を添付してください。

本事業は、浪江町復興計画【第二次】の施策「教育環境の充実」および、浪江町子ども・子育て支援事業計画における施策「子どもの個性と創造性を育む環境整備」の実現のための事業である。

<浪江町復興計画【第二次】での位置づけ>

●第 2 章 復興の理念と基本方針

Ⅱ 復興の基本方針

－Ⅲどこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

◆生きがいづくりや充実した健康管理により、生き生きとした生活ができる環境を創ります。

●施策編 第 3 章 施策 4 教育環境の充実 (3) 社会教育機会の提供

→イ生涯スポーツの充実 (イ) スポーツによる体力の向上や健康づくりの推進

<浪江町子ども・子育て支援事業計画での位置づけ>

● 2. 子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する

施策名：(3)子どもの個性と創造性を育む環境整備

事業名：①教育施設・社会体育施設の整備

子どもたちが安全・安心にスポーツ等に取り組めるよう、町内のスポーツ関連施設を整備します。

(令和 1 年度)

・実施設計

(令和 2 年度)

・前回：解体工事

・今回：本工事、共同受電設備設置工事（他事業と按分）、工事監理

(令和 3 年度)

本工事

※外構整備工事は効果促進事業にて実施

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

【共通】

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第4の1）

浪江町の震災時の住基人口は 21,434 人だったが、東日本大震災および原子力発電所の事故の影響による避難指示の影響により、令和2年2月末時点で17,114人となっており、発災後8年を経過し4,320人の減少となっている。

平成29年度末に帰還困難区域を除く一部地域の避難指示が解除となったが、令和元年12月末時点での町内の居住人口は1,189人となっている。

居住者については、特に子育て世代の戻りが鈍く、伝統行事の継続や消防団活動といったコミュニティ活動に支障が出ているほか、企業が再開・進出しても働き手がいらないなど、地域の復興等に影響を及ぼしている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

平成31年度の就学意向調査や、町内の学校への就学相談等で、安心して運動できる施設・環境を求める声や、「浪江町子ども・子育て支援事業計画」策定時のアンケートにおいて、「子育て支援について町に期待すること」として、子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしいという回答が50.4%を占めるなど、安心・安全な環境づくりが子育て世帯の帰還促進を図るために必要となる。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

町立の中学生を対象とした新体力テストにおいて、震災前（平成22年度）と平成29年度を比較すると、男子・女子ともに合計得点の平均値が低下傾向となっているため、事業実施により、運動機会の確保を図る。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

外遊びに不安を持つ子育て世帯が安心して帰還できる環境整備のためには、屋内運動施設の整備が必要となっている。現在の町内の既存の屋内型運動施設は地域スポーツセンターのみとなっており、通常の体育館であるため幼児・未就学児等が運動する際に転倒しけがをする恐れがある。

また、地域スポーツセンターは町内唯一の屋内運動施設となっているため、帰還が見込まれる子どもの人数に対し、十分に対応できないことが懸念される。

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

整備を予定しているアスレチック施設は浪江町健康関連施設整備検討委員会で提言があった地域公共施設の一部として整備を行い、同様に地域公共施設として整備を行う地域交流機能を担う復興まちづくり支援施設等とも連携して整備を行うことにより町内の子どもたちが利用しやすいようになっている。また、一体的に整備することにより駐車場の集約等につながり敷地の有効利用等につながる。

利用想定者数としては、「浪江町人口ビジョン（平成28年3月策定）」に記載のある人口目標8,000人程度に2010年度の人口20,905人、0～17歳人口3,383人（平成22年国勢調査より）より求められる0～17歳人口比率16.18%をかけた1,286人の利用を見込んでいる。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

整備を行うアスレチック施設内には未就学児向けの遊び場の他、小学生向けの遊び場や小学生以上向けのボルダリングスペースなども整備する計画となっている。ボルダリングについては、スポーツライミングが2020東京オリンピックの正式種目となり、福島県内でも公営・民営の施設が増えてきており、関心が高まっている。また、ボルダリングは幼少期から始める選手も多く、保護者だけではなく子ども自身の関心を引きやすいため、施設利用の取っかかりとして、ひいては施設を利用した子どもの運動機会の確保のため整備を行う。さらに、小学生～高校生と対象年齢が広いため、多くの子どもたちの利用が期待できる。また、整備場所は本町の中心市街地エリアに立地しており、町内の東西を通る国道114号、南北を通る国道6号等の主要道路からのアクセスがよいため、本町全域からの利用が見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

施設整備の一部である全身運動であるボルダリングを活用し、スポーツクライミングの講師を定期的に招いて体の使い方を教えることによって子どもたちの体力向上へとつながる取組を行う。また、事業実施予定場所に隣接している地域スポーツセンターと合わせて、屋内外のスポーツイベントの開催といった運動機会の確保を図る。

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）
施設利用者にアンケートを実施し、学年や居住地、施設の満足度などの調査を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

浪江町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

令和 2 年 4 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	浪江町地域公共施設内運動公園等整備事業	事業番号	B-1-2
交付団体		浪江町	事業実施主体	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		43,105 (千円)	全体事業費	579,938 (千円)	
		49,778 (千円)		486,550 (千円)	

事業概要

○事業の概要

浪江町は、平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除された。町は「浪江町復興計画【第二次】」(以下「復興計画」という)に基づき各種施策を実施している。

復興計画の具体化のため平成 29 年度に町内での公共施設配置等について「浪江町健康関連施設整備検討委員会」を立ち上げ、有識者・住民に提言をいただいた。

その提言を踏まえ、帰還後の子どもたちが安全に運動できる場所として、「ふれあいセンターなみえ運動公園」の整備を実施し、子育て世代が安心して帰町できる環境を整える。

事業実施箇所：ふれあいセンターなみえ 浪江町大字権現堂字矢沢町 16-1 ほか

整備内容：グラウンド (17,521 m²) の整備

野球 (1 面) に付随する設備

防球ネット、照明設備

男女別トイレ・倉庫

駐車場 (他事業と按分)

共同受電設備 (他事業と按分)

(令和 1 年度)

・実施設計

(令和 2 年度)

・前回：解体工事

・今回：共同受電設備設置工事 (他事業と按分)

(令和 3 年度)

・本工事

※外構整備工事は効果促進事業にて実施

○定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性 (実施要綱第 4 の 4 の一)

※復興・まちづくり計画の該当箇所を添付してください。

本事業は、浪江町復興計画【第二次】の施策「教育環境の充実」および、浪江町子ども・子育て支援事業計画における施策「子どもの個性と創造性を育む環境整備」の実現のための事業である。

<浪江町復興計画【第二次】での位置づけ>

●第 2 章 復興の理念と基本方針

Ⅱ 復興の基本方針

－Ⅲどこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

◆生きがいつくりや充実した健康管理により、生き生きとした生活ができる環境を創ります。

●施策編 第 3 章 施策 4 教育環境の充実 (3) 社会教育機会の提供

→イ生涯スポーツの充実 (エ) 町内の野球場や運動場等の復旧

<浪江町子ども・子育て支援事業計画での位置づけ>

●2. 子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する

施策名：(3)子どもの個性と創造性を育む環境整備

事業名：①教育施設・社会体育施設の整備

子どもたちが安全・安心にスポーツ等に取り組めるよう、町内のスポーツ関連施設を整備します。

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

【共通】

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障(実施要綱第4の1)

浪江町の震災時の住基人口は21,434人だったが、東日本大震災および原子力発電所の事故の影響による避難指示の影響により、令和2年3月末時点で16,978人となり震災後8年を経過し4,447人の減少となっている。

平成29年度末に帰還困難区域を除く一部地域の避難指示が解除となったが、令和元年3月末時点での町内の居住人口は1,332人となっている。

居住者については、特に子育て世代の戻りが鈍く、伝統行事の継続や消防団活動といったコミュニティ活動に支障が出ているほか、企業が再開・進出しても働き手がいけないなど、地域の復興等に影響を及ぼしている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性(実施要綱第4の1)

浪江町では震災前(H22.5.1時点)の町内小学校在籍児童数が1,162名、町内中学校在籍生徒数が611名であるのに対し、現在(R1.4月時点)浪江町内にある「なみえ創成小学校」の在籍児童が21名、「なみえ創成中学校」の在籍生徒が5名と小中学生を子にもつ親世代の帰還が進んでいない。

また平成31年度の就学意向調査や、町内の学校への就学相談等で、安心して運動できる施設・環境を求める声や、「浪江町子ども・子育て支援事業計画」策定時のアンケートにおいて、「子育て支援について町に期待すること」として、子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしいという回答が50.4%を占めるなど、安心・安全な環境づくりが子育て世帯の帰還促進を図るために必要となる。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと(実施要綱第4の4の二①)

町立の中学生を対象とした新体力テストにおいて、震災前(平成22年度)と平成29年度を比較すると、男子・女子ともに合計得点の平均値が低下傾向となっている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること(制度要綱第4の4の二①)

現在町内の利用可能な運動施設は浪江町地域スポーツセンターのみとなり、本事業において整備を予定しているふれあいセンターなみえ運動公園のグラウンドを含め、屋外利用できる施設については、原子力災害による避難指示によって十分な管理ができず、草木の繁茂や野生動物によるグラウンドの掘り返し・糞害、風雨による表層部分の流失等によりグラウンド機能を喪失したため、使用できない状態になっている。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと(実施要綱第4の4の二①)

本事業において整備を予定しているグラウンド等の屋外施設については、各種球技等の利用が想定され、それぞれの種目ごとに一定程度以上の広さが必要となる。

これを新規で整備する場合、特に原子力災害の影響を受け地権者が全国に分散している状況を踏まえると用地取得の段階で相当の期間を要するため、早期の整備・供用開始が困難である。

そのため、既存施設の整備によって早期の運動機会の確保を図る必要がある。○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること(実施要綱第4の4の二①)

本事業は、子どもの運動機会の確保のために、屋外グラウンドを整備するものであり、震災前の利用状況から、スポーツ少年団の活動や中学校の部活動、各種大会、地区の運動会等の子どもの運動機会の確保を中心に多目的での利用が考えられる。

利用想定者数としては、「浪江町人口ビジョン(平成28年3月策定)」に記載のある人口目標8,000人程度に2010年度の人口20,905人、6~17歳人口2,394人(平成22年国勢調査より)より求められる6~17歳人口比率11.45%をかけた916人の利用を見込んでいる。

本施設は、人口減少を踏まえ震災前に町内で利用されていた運動公園・野球場・グラウンド等を集約整備するものであり、必要かつ効率的な整備となっている。

また、管理については、既に稼働している地域スポーツセンターの隣接地に所在するため、一体的な管理運営を行う。また

震災前の既存施設の集約であるため、震災前の屋外運動施設の維持管理費に対し圧縮可能となっている。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

整備予定のふれあいセンターなみえ運動公園は、本町の中心市街地エリアに立地しており、また町内の東西を通る国道114号、南北を通る国道6号等の主要道路からのアクセスがよいため、本町全域からの利用が見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

野球やソフトボールなどの講師を呼ぶことによって体の動かし方を学ぶ機会を子どもたちに提供し、スポーツ少年団の活動再開等の運動習慣の定着につなげていく。

また事業実施予定場所に隣接している地域スポーツセンターと合わせて、屋内外のスポーツイベントの開催といった運動機会の確保を図る。

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

浪江町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

令和 2 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	浪江町丈六公園整備事業	事業番号	C-1-1
交付団体	浪江町		事業実施主体	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	56,674 (千円) 162,083 (千円)		全体事業費	422,873 (千円)	
事業概要					
○事業の概要					
浪江町は、平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除された。町は「浪江町復興計画【第二次】」(以下「復興計画」という)に基づき各種施策を実施している。					
復興計画の具体化のため平成 29 年度に町内での公共施設配置等について「浪江町健康関連施設整備検討委員会」を立ち上げ、有識者・住民に提言をいただいた。					
その提言を踏まえ、帰還後の子どもたちが安全に運動できる場所として、「丈六公園」の整備を実施し、子育て世代が安心して帰町できる環境を整える。					
事業実施箇所：浪江町大字高瀬字丈六 地内					
整備内容：下記の浪江町丈六公園の再整備に向けて、公園の実施設計を行う。					
丈六公園全体面積 約 4.0ha					
①園路又は広場					
②植栽その他修景施設					
③休憩所、ベンチその他休養施設					
④ぶらんこ、滑り台その他の遊戯施設					
⑤運動施設					
⑥便所、水飲み場その他の便益施設					
⑦門、さく、照明施設、水道その他の管理施設					
○定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性(実施要綱第 4 の 4 の一)					
※復興・まちづくり計画の該当箇所を添付してください。					
本事業は、浪江町復興計画【第二次】の施策「教育環境の充実」および、浪江町子ども・子育て支援事業計画における施策「子どもの個性と創造性を育む環境整備」の実現のための事業である。					
＜浪江町復興計画【第二次】での位置づけ＞					
●第 2 章 復興の理念と基本方針					
→Ⅲどこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する					
◆施策 4 教育環境の充実(3)社会教育機会の提供					
→イ生涯スポーツの充実(エ)町内の野球場や運動場等の復旧					
＜浪江町子ども・子育て支援事業計画での位置づけ＞					
●2. 子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する					
施策名：(3)子どもの個性と創造性を育む環境整備					
事業名：①教育施設・社会体育施設の整備					
子どもたちが安全・安心にスポーツ等に取り組めるよう、町内のスポーツ関連施設を整備します。					
(令和元年度・第 21 回)					
調査・設計					
(令和 2 年度・今回)					
工事費					

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

【共通】

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第4の1）

浪江町の震災時の住基人口は21,434人だったが、東日本大震災および原子力発電所の事故の影響による避難指示の影響により、平成30年10月末時点で17,699人となっており発災後7年を経過し3,735人の減少となっている。

平成28年度末に帰還困難区域を除く一部地域の避難指示が解除となったが、平成30年10月末時点での町内の常住人口は853人となっている。

居住者については、特に子育て世代の戻りが鈍く、伝統行事の継続や消防団活動といったコミュニティ活動に支障が出ているほか、企業が再開・進出しても働き手がいらないなど、地域の復興等に影響を及ぼしている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

浪江町では震災前（H22.5.1時点）の町内小学校在籍児童数が1,162名、町内中学校在籍生徒数が611名であるのに対し、現在（H30.9.1時点）浪江町内にある「なみえ創成小学校」の在籍児童が8名、「なみえ創成中学校」の在籍生徒が2名と小中学生を子にもつ親世代の帰還が進んでいない。

また平成31年度の就学意向調査や、町内の学校への就学相談等で、安心して運動できる施設・環境を求める声や、「浪江町子ども・子育て支援事業計画」策定時のアンケートにおいて、「子育て支援について町に期待すること」として、子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしいという回答が50.4%を占めるなど、安心・安全な環境づくりが子育て世帯の帰還促進を図るために必要となる。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

町立の中学生を対象とした新体力テストにおいて、震災前（平成22年度）と平成29年度を比較すると、男子・女子ともに合計得点の平均値が低下傾向となっている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

原子力発電所の事故以来、避難指示区域内の長期間放置されて公園を利用するには、放射性物質に対する不安を感じている保護者が多く、帰還する子どもに安全で安心して外遊びをさせることが公園の確保が課題となっている。

また丈六公園のような屋外利用できる施設については、原子力災害による避難指示によって十分な管理ができず、草木の繁茂や野生動物による掘り返し・糞害、風雨による表層部分の流失等により機能を喪失したため、使用できない状態になっている。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

町内唯一の森林公園である丈六公園は、原子力災害による避難指示から8年が経過し、適正な維持管理ができず、荒れ果て、使用できない状態にある。このため、施設の再整備を行うことにより、帰還する子どもたちに十分な運動機会を確保する必要がある。

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

本事業は、子どもの運動機会の確保のために、公園を整備するものであり、震災前の利用状況から、学校の遠足や花見等の子どもの運動及び外遊び機会の確保を中心に多目的での利用が考えられる。

利用想定としては、「浪江町人口ビジョン（平成28年3月策定）」に記載のある人口目標8,000人程度に2010年度の人口20,905人、6～17歳人口2,394人（平成22年国勢調査より）より求められる6～17歳人口比率11.45%をかけた916人の利用を見込んでいる。

本施設は、人口減少を踏まえ震災前に町内で利用されていた都市公園を整備するものであり、必要かつ効率的な整備となっている。

また、管理については、既に帰還している地域の方々と浪江町が一体的な管理運営を行う。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

整備予定の丈六公園は、本町の中心市街地エリアの南に立地しており、また町内の東西を通る国道114号、南北を通る国道6号等の主要道路からのアクセスがよいため、本町全域からの利用が見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

町の広報誌やホームページ等を活用し、公園の再整備の周知を図る。また、各学校に対し遊具の安全な遊び方を周知し、子どもの運動機会の確保に繋げる。

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-1-1
事業名	浪江町丈六公園実施設計事業
交付団体	浪江町
基幹事業との関連性	